

介護老人保健施設 若宮苑 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 若宮苑（以下「若宮苑」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令及び介護老人保健施設 若宮苑運営規程（以下「運営規程」という。）の趣旨に従って、①利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービス、②利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが1日でも長く継続できるようにする短期入所療養介護及び通所リハビリテーションの介護保険居宅サービス（以下①と②を「介護保険施設サービス」という）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、若宮苑に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設 若宮苑 利用同意書（以下「同意書」という）を若宮苑に提出したのち、平成21年4月1日以降（平成21年4月1日以降からの利用の場合は、若宮苑に提出した日）から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別表1、別表2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し若宮苑を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上若宮苑に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、若宮苑は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は若宮苑、若宮苑の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、若宮苑は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、若宮苑は身元引受人に対し、若宮苑に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、若宮苑に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(若宮苑からの解除)

第5条 若宮苑は、利用者及び身元引受人等に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除することができます。

- ① 入所を利用している利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合、又は、短期入所療養介護及び通所リハビリテーションを利用している利用者が要介護認定等において自立又は要支援と認定された場合。
 - ② 入所を利用している利用者が、若宮苑において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、若宮苑での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者及び身元引受人等が、若宮苑、若宮苑の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の身体的、精神的苦痛、背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、若宮苑が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、若宮苑を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、若宮苑に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、若宮苑は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 若宮苑は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、若宮苑に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 若宮苑は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

4 若宮苑は、第5条1項の④に該当した利用者が、若宮苑を再利用する場合において、利用時に利用者又は身元引受人より同意を得たうえで、入所時に保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計2ヶ月分相当額をお預かりし、万一、

利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時にお支払いの過不足を清算することといたします。

(記録)

- 第7条 若宮苑は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)
- 2 若宮苑は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 若宮苑は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して若宮苑が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると若宮苑が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、若宮苑が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 若宮苑は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると若宮苑が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 若宮苑は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、若宮苑の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 若宮苑とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕)等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 若宮苑は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、併設病院、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 若宮苑は、利用者に対し、若宮苑における介護保健施設サービスでの対応が困難な

状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、若宮苑は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、若宮苑は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設病院、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、若宮苑は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、若宮苑の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って若宮苑の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、若宮苑は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、若宮苑が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、若宮苑に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と若宮苑が誠意をもって協議して定めることとします。

附則

この約款は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この約款は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この約款は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この約款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この約款は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この約款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この約款は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この約款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この約款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この約款は、平成30年8月1日から施行する。

附則

この約款は、平成30年12月1日から施行する。

附則

この約款は、令和1年7月1日から施行する。

附則

この約款は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この約款は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この約款は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この約款は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この約款は、令和5年6月1日から施行する。

附則

この約款は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この約款は、令和7年4月1日から施行する。

<別紙1>

介護老人保健施設 若宮苑のご案内
(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 : 医療法人十薬会 介護老人保健施設 若宮苑
- ・開設年月日 : 平成2年4月16日
- ・所在地 : 高崎市上大類町759
- ・電話番号 : 027-352-1019 (代表)
027-352-8186 (直通)
- ・ファックス番号 : 027-352-8995
- ・管理者名 : 加藤 美佐
- ・介護保険指定番号 : 介護老人保健施設 (1050280021号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、若宮苑では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 若宮苑 の運営方針]

- (1) 若宮苑は、本来の介護老人保健施設の目的に基づき、自立支援を旨とし、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保険施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション（以下「介護保健施設サービス」という。）を提供します。
- (2) 若宮苑は、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとします。
- (3) 若宮苑は、介護保健施設サービスそのものがリハビリテーションであると位置づけて、サービス計画に基づき多職種協働で介護保健施設サービスを提供します。
- (4) 若宮苑は、利用者が良質で総合的なサービスの提供を受けることができるよう、市町村、他の介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。
- (5) 若宮苑の従業者は、介護保健施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をします。

(3) 施設の職員体制

運営規程別表第1のとおりです。

(4) 入所定員等（短期入所療養介護も含む）

- ・定員 60名（うち認知症専門棟 10名）
- ・一般棟療養室
 - ・1人室 3室（310・313・411号室）*従来型個室
 - ・2人室 4室（302・312・402・410号室）*多床室
 - ・3人室 9室 *多床室
 - ・4人室 3室 *多床室
- ・認知症専門棟
 - ・個室 10室 *多床室

(5) 通所定員

- ・定員 2単位・40名
- ・営業日 日曜日及び12月31日から1月3日までを除く毎日とする。
- ・営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、利用者の選定により通常要する時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合は、この限りではない。

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時～
 - 昼食 12時～
 - 夕食 18時～
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時・退所後の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（毎週来所する訪問理容サービス事業者への取り次ぎをします。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行（法定のものに限る）
- ⑮ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、併設医療機関（上大類病院）の他、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称：日高病院
 - ・住所：高崎市中尾町886
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称：ホワイト歯科医院
 - ・住所：高崎市中居町397-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 若宮苑利用に当たっての留意事項

①食事

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事（管理栄養士による栄養バランスを考えた食事を適温で提供します）をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

尚、食事は健康状態が悪くない限り、食堂にてお摂りいただきます。また、病状により、通常のメニューによる食事を摂れない利用者には、若宮苑の医師の管理の下、治療食等の療養食を提供します。

②面会

面会時間は、午前8時から午後8時迄です。緊急の場合は、この限りではありません。利用者のご家族等におかれましては、できるだけ面会に来ていただきますようお願いいたします。

③外出・外泊

外出・外泊の際は、必ずサービスステーションまで申し出た上で、外出・外泊届を提出してください。

④入所中、外出、外泊時の医療機関の受診

標準的な医療行為は若宮苑で行います。そのため、所定の手続きを経なければ他の医療機関で受診したり、投薬を受けたりすることはできないことがありますので、必ず事前に若宮苑職員にご相談ください。

⑤飲酒・喫煙

若宮苑での飲酒は、必ず事前に若宮苑の医師に申し出た上で、指定された場所で行ってください。但し、食事の提供にともなう飲酒については、医師が事前に適否を判断いたします。また、喫煙は全面禁煙です。

⑥金銭・貴重品の管理

介護保険施設サービスの利用中においては、高額な金銭等を持ち込む必要はありません。持ち込む場合は、利用者自らが管理可能な額でお願いします。生活施設ではない若宮苑では、原則として金銭及び貴重品の管理はいたしません。

⑦所持品・備品等の持ち込み

利用者ご自身の個別性により必要度等が異なりますので、利用開始時に若宮苑の職員にご相談ください。また、介護保険施設サービスの利用過程において、サービス利用目的の達成のために必要と考えられる所持品の持ち込みをお願いすることがあります。

⑧宗教活動及び政治活動

他の利用者及び職員等に対する布教活動や勧誘、宣伝や広報活動等を除き、通常の社会通念の範疇で自由です。

⑨ペットの持ち込み

原則として禁止です。

5. 非常災害対策

①防災設備

スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置等

②防災訓練

年2回

- ・昼間訓練：避難訓練、消火訓練及び通報訓練
- ・夜間想定訓練：避難訓練、消火訓練及び通報訓練

6. 禁止事項

若宮苑では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

若宮苑には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。 電話027-352-1019（代表）・027-352-8186（直通）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各フロアに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

若宮苑についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて (令和5年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

若宮苑でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば、ご本人がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになり居宅における生活への復帰ができるようになるのか、また、ご本人がその有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅においてできるかぎり営むことが継続できる状態になるかというサービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。作成された計画については、担当介護支援専門員等から説明をします。その上で、署名捺印を以って、同意をいただくこととなります。(リハビリテーション実施計画書、栄養マネジメント計画等も同様です。)

◇医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション

リハビリテーション室（機能訓練室）でも行いますが、施設内でのすべての活動にリハビリテーション効果があるように計画されたケアサービス（生活の中のリハビリテーション）を提供します。

◇栄養管理・給食サービス

心身の状態の維持・改善の基礎となる管理栄養士による栄養管理サービスを提供します。また、個別の栄養状態を評価して、多職種の協働による栄養マネジメントに基づいた給食サービスを提供します。

◇生活サービス

若宮苑利用中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 入所の利用料金

4. 短期入所療養介護の利用料金

5. 通所リハビリテーションの利用料金

(詳しくは運営規程の別表第2のとおりです)

(1) 基本料金

介護保健施設サービス利用料（要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの介護報酬の1割、2割または3割となる自己負担分です。尚、本紙では1割負担の額の表示とします。2割の場合は2倍額、3割の場合は3倍額となります。)

(2) その他の料金

① 食費（1日あたり） 1940円*

（ただし、食費について保険者から負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。尚、認定証の交付申請は、ご本人又はご家族が保険者に行うこととされています。）

② 居住費（療養室の利用費）（1日あたり）*

- ・従来型個室 1948円
- ・多床室 754円

（ただし、居住費について保険者から負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、運営規程別表第2をご覧ください。

③ 日用諸雑費（施設側で提供・管理する場合）

- 施設入所・短期入所（1日あたり） 360円
- 通所リハビリテーション（1日あたり） 60円

④ 教養娯楽費（施設側で提供した場合）

- 施設入所・短期入所（1日あたり） 51円
- 通所リハビリテーション（1日あたり） 50円

⑤ その他（利用者が選定する特別な食事の費用等）は、運営規程別表第2をご覧ください。

(3) 支払い方法

・毎月10日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。

お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、現金、クレジットカード払い、銀行振込があります。利用契約時にお選びください。（上大類病院・会計でお支払いいただけます）

振込先

群馬銀行 高崎支店 普通 0561446
医療法人 十薬会（イヨウホウジンジヤクカイ）

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設 若宮苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・若宮苑が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・若宮苑が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[若宮苑の内部での利用に係る利用目的]

- ・若宮苑の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －若宮苑において行われる学生の実習への協力
 - －若宮苑において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・若宮苑の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設 若宮苑 利用同意書

介護老人保健施設 若宮苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所
氏 名

<利用者の身元引受人>

住 所
氏 名

介護老人保健施設 若宮苑
管理者 加藤 美佐 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	〒
・電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

	氏 名	続柄	自宅電話番号	携帯電話番号	勤務先名・電話番号
①	ふりがな				
②	ふりがな				
③	ふりがな				
④	ふりがな				